学校法人富山国際学園

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

令和８(2026)年 10 月１日

富山国際学園では、「学校法人富山国際学園ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、全ての学生・生徒・園児、教職員等が、公正かつ安全で快適な環境の下で、学習、教育・研究、就業できる学園づくりに努めています。

求職者等（本学園における求人に応募される方など）の皆様にも、安心して本学園の採用活動等にご参加いただき、自らの能力と意欲を最大限に発揮していただけるよう、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止を徹底してまいります。

１．求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

教職員等による性的な言動により、本学園への就職を希望する者の求職活動や各学校で受け入れる実習生の実習活動等が阻害されるもの。

２．求職者等に対するセクシュアルハラスメントの行為の類型

・不必要な身体への接触
・容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言
・プライバシーの侵害
・うわさの流布
・交際及び性的関係の強要
・わいせつな図画の閲覧、配布及び掲示
・その他求職者等に不快感を与える性的な言動

３．求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止対応

・上記２に該当する行為を一切禁止します。
・求職者等の人格と尊厳を尊重し、公正な採用活動を実施します。
・面接（面会）を行う時間及び場所は、原則として日中及び本学園構内又は教職員等の公的アカウントで設定するオンラインミーティングとします。
・採用活動に際しての私用 SNS（個人用 LINE、Instagram 等）の交換・DM を禁止します。
・求職者等に対するハラスメント相談窓口（下記４参照）を設置します。
・相談があった場合には、事実関係を確認のうえ、迅速かつ適切に対応します。万一、本方針の違反が認められた場合には、就業規則等に基づき、厳正に処分します。

４．相談窓口

担当部署：学園本部事務局
E-MAIL　：h-soudan@tii.ac.jp
※相談内容については秘密を厳守し、相談者のプライバシー保護に十分配慮します。
※相談を行ったことを理由として、求職者等の採否の判定において不利益な取扱いを行うことは、一切ありません。

以上